

## 感謝状贈呈選考基準

### 1 選考の原則

- (1) 個人の候補者で、交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブ等の会長・支部長が未受賞で選考基準を満たすものは優先すること。
- (2) 運転免許所持者で、過去において酒酔い・酒気帯び運転違反、共同危険行為等禁止違反（暴走運転）等の悪質違反を行ったものは除外すること。
- (3) 団体候補者で、幼稚園・保育園、学校（小・中・高等学校をいう）については実施要領「4 贈呈の手続き」を厳守のこと。

### 2 贈呈別選考基準

#### (1) 個人

地域社会において、自ら交通安全活動を積極的に行っている期間が、10年以上であること。

#### (2) 団体

ア 幼稚園・保育園、学校については、幼児・児童・生徒に対して、交通安全教育を計画的、継続的に実施していること。

イ 交通安全の実施活動が、交通安全思想の普及又は交通事故防止に貢献した団体・事業所であること。

- (3) 感謝状受賞後、10年以上に渡り、上記(1)個人、(2)団体の選考基準を満たす活動を引き続き実施していること。